

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表(令和8年7月公表)

《職業生活における機会の提供に関する実績》

(1)新規採用職員に占める女性職員の割合

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政事務職	34. 5%	33. 3%	34. 1%	36. 1%	42. 4%
技術職	41. 6%	35. 5%	35. 1%	35. 8%	39. 5%

※「山梨県職員仕事・子育て共同参画推進プラン(以下「プラン」という)」1頁2. に記載する各任命権者が任命する職員(以下同様)の実績

(2)職員に占める女性職員の割合

	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日
行政事務職	25. 8%	26. 8%	28. 1%	28. 9%	29. 2%
技術職等	25. 0%	25. 4%	25. 8%	26. 9%	27. 8%

(3)管理職に占める女性職員の割合

	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日
行政事務職	12. 2%	14. 2%	16. 8%	19. 0%	19. 8%
技術職	12. 9%	13. 2%	14. 1%	16. 8%	17. 4%

(4)各役職段階における女性職員の割合

	令和4年4月1日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和8年4月1日
部局長相当職	8. 3%	9. 4%	9. 6%	12. 0%	10. 4%
次長相当職					
課長相当職	13. 2%	14. 4%	16. 2%	18. 9%	20. 0%
課長補佐相当職	21. 1%	22. 1%	22. 0%	22. 9%	23. 8%
係長相当職	28. 9%	29. 4%	30. 4%	31. 3%	31. 5%

(5)職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

・ セクシャル・ハラスメント等対策の整備状況

各種ハラスメント防止のための要綱を職員に周知するとともに、研修等により、ハラスメントに関心、理解を促進。また、各部局2名の相談員を配置するとともに、職員掲示板を利用した相談機能等の相談体制を整備。

《 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 》

(1―1)男女別の育児休業取得率

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男性	常勤職員	14. 8%	32. 9%	64. 2%	110. 7%(※)	93. 3%
	会計年度任用職員	—	—	—	—	0%
女性	常勤職員	100. 0%	100. 0%	100. 0%	100%	100%
	会計年度任用職員	—	—	—	—	100%

※新規育児休業取得者には国と同様「当該年度以前に育児休業が取得可能となった者」を含み、令和6年度においては同年度以前に育児休業が取得可能であった者が育児休業を取得したため、結果として100%を超えた値となっている

※(1―1)及び(1―2)は令和7年度より会計年度任用職員の数値を掲載

(1―2)男女別の育児休業取得期間の分布状況(令和7年度)

		1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下
男性	常勤職員	15. 7%	4. 3%	30. 0%	31. 4%	11. 4%
	会計年度任用職員	0%	0%	0%	0%	0%
女性	常勤職員	0%	0%	0%	0%	0%
	会計年度任用職員	0%	0%	10. 0%	30. 0%	40. 0%

		6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
男性	常勤職員	1. 4%	1. 4%	1. 4%	2. 9%
	会計年度任用職員	0%	0%	—	—
女性	常勤職員	6. 3%	18. 8%	46. 9%	28. 1%
	会計年度任用職員	10. 0%	10. 0%	—	—

(2―1)男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配偶者出産休暇	74. 1%	77. 6%	94. 0%	84. 0%	89. 3%
育児参加休暇	74. 1%	80. 3%	80. 6%	81. 3%	81. 3%

(2―2)男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数の分布状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0～4日	48. 1%	50. 0%	37. 3%	26. 7%	27. 0%
5～8日	51. 9%	50. 0%	62. 7%	73. 3%	73. 0%

(3)職員の超過勤務の時間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本庁	20. 7時間	20. 9時間	17. 2時間	17. 5時間	18. 2時間
出先	10. 6時間	10. 9時間	7. 9時間	8. 1時間	8. 2時間
全庁	14. 7時間	15. 0時間	11. 5時間	11. 8時間	12. 2時間

※知事が任命する職員の実績

(4)職員の年次有給休暇の取得状況

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年度
平均取得日数	12. 1日	11. 7日	13. 4日	13. 6日	13. 6日

※知事が任命する職員の実績

※年次有給休暇平均取得日数は、各年の1月1日から12月31日まで

(5)職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の概要

- ・在宅勤務型のテレワークについては、令和元年度から本格実施。
- ・月2回の完全定時退庁日及び毎月19日に「育児・家庭の日」、「ファミリー退庁日」を設定し、定時退庁を促進。